

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長 藤原 一二

市町村名 (市町村コード)	川俣町 (07308)
地域名 (地域内農業集落名)	飯坂地区 (追戸、谷沢、入屋組、3番組、萩平、砂田、古組、中居、下戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月17日 (第1回)R8.6.3

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は全域が中山間地域として指定されており、地区を横断するように川が流れている。 農地は基本的に飯館村へ向かう県道周辺と県道から入った側道沿いに点在しているが、中山間地特有の傾斜地・不整形地が多い。 また、近年サルの群れが当地区に住み着いており、収穫直前の野菜を食べられるなどの有害鳥獣被害が増加しており、その対策が急務とされている。また、担い手の高齢化と後継者不足で耕作放棄地も増加傾向であり、更には繁忙期に農作業を手伝える人材が地区内にいないことで、10年後は現在の担い手もリタイアして遊休農地となってしまう可能性が懸念されている。 【地域の基礎的データ】 認定農業者5人(うち50代以下0人) 中山間地域等直接支払交付金集落協定:1協定 主な作物:水稻、花卉、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物である水稻、野菜、花卉を作付けしている農地については、引き続き営農を続け守っていくが、今後、農作業の負担低減化を図るため、狭い面積でも生産でき、手間をかけずに収益を見込める高収益作物の栽培も検討していく。 また、地区外から繁忙期に短期で農作業を行える人材を確保したり、地区内の農業者でNPO法人を設立し、個人ではなく共同で営農を続けられる組織づくりを行う事を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	200.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	200.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在高齢の農業者については、10年後までにリタイアや規模縮小する可能性がある。後継者がいない場合、その農地は耕作放棄地となってしまうことが懸念されるため、相談を受けた際には地区内外から後継者を募り集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の意向を踏まえながら担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路や作業道、圃場整備の要望がある場合は、国や県の補助金を活用し実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
福島県農業経営・就農支援センター、県北農林事務所、ふくしま未来農業協同組合、福島県農業振興公社、農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ農業支援サービス事業者への委託予定はないが、今後担い手が高齢化によりリタイアしていく事を想定し、検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣(サル)の被害が増加しているため、現在行っている有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵導入の継続と、より効果的な対策の検討を行う。
- ⑦地区全体で遊休農地の保全・管理を継続し、周辺農地及び景観の荒廃を防ぐ。
- ⑩狭小地など条件不利な農地でも収益を見込める高収益作物の導入を検討する。